

障害者対象の特定求職者雇用開発助成金を受給している中小企業のみなさまへ

## 障害者の雇用継続を支援します！

# 東京都中小企業障害者雇用支援助成金

### 助成金の概要

～東京都では中小企業での障害者雇用拡大のため標記助成制度を実施しています。～

#### 1. 助成要件

- 障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）(以下「特開金」)の支給を受けている事業主であること。
- 特開金が満了となった後も、引き続き当該障害者の雇用を継続すること。
- 特開金の支給決定通知書の企業規模欄に「中小企業」と記載されている 事業主 であること（ただし、特例子会社を除く。）。
- 当該障害者が 東京都内の事業所 に勤務していること。
- 相談員の巡回訪問・相談 を受けること。
- 当該障害者が就労継続支援A型事業所の利用者でないこと。
- 過去5年間に労働関係法令、障害者虐待防止法、その他重大な法令違反等がないこと。

#### 2. 助成内容

助成対象期間は **最長3年間** です。6か月毎にまとめて支給します。

- ☆重度障害者等（精神、重度身体、重度知的、雇用日現在で45歳以上の身体、雇用日現在で45歳以上の知的）  
→ 一人当たり **月額6万円（3年総額最大216万円）**
- ☆重度障害者等以外 ※重度障害者等であっても、短時間労働者の場合はこちらに該当します。  
→ 一人当たり **月額3万6千円（3年総額最大129万6千円）**

#### 3. 手続

- 提出書類 「継続雇用計画書」及び 特開金「第1期支給決定通知書」の写し  
(第1期の支給を受けていない場合は、支給を受けた最初の期の「支給決定通知書」の写し)
  - 提出期間 特開金第1期支給決定後～特開金満了後4か月
  - 提出方法 TOKYOはたらくネット で最新の情報をご確認ください。
- ※「継続雇用計画書」の提出がない場合は、本助成金の対象となりません。

**【問合せ】 東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当**

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階北側

電話：03-5320-4663

★詳細は、**TOKYOはたらくネット** をご覧ください。

[https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/chushou\\_shien/](https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/chushou_shien/)  
(本助成金の「支給要綱」及び「各様式」等をダウンロードできます。)



 東京都